

福岡市公報

令和6年8月22日 第7078号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目次—

ページ

- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（第210号）…………… 1
- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第211号）…………… 2
- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第212号）…………… 2
- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第213号）…………… 3
- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始（第214号）…………… 3
- 公共下水道の供用及び流域下水道の終末処理場による下水の処理の開始（第215号）…………… 4
- 分流化区域の指定（第216号）…………… 5

公 告

- 一般競争入札の実施（第245号）…………… 5
- 特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定（第246号）…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了（第247号）…………… 6
- 建築協定の認可申請（第248号）…………… 7

教 育 委 員 会

- 指定管理者の代表者の変更（告示第4号）…………… 7

告 示

福岡市告示第210号

土壌汚染対策法第11条第2項の規定に基づき、形質変更時要届出区域（特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域をいう。）の全部について指定を解除するので、同条第3項において準用する

同法第6条第2項の規定により次のように公示する。

令和6年8月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定を解除する区域
福岡市東区馬出三丁目1番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

福岡市告示第211号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和6年8月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和6年8月23日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区和白東四丁目及び下原一丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区塩浜三丁目2500番地
福岡市和白水処理センター

福岡市告示第212号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和6年8月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和6年8月23日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市東区香椎駅東四丁目の一部
福岡市博多区大井二丁目の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市東区松島六丁目16番1号
福岡市東部水処理センター

福岡市告示第213号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和6年8月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和6年8月23日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市早良区田村一丁目及び脇山二丁目の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区小戸二丁目5番1号
福岡市西部水処理センター

福岡市告示第214号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和6年8月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和6年8月23日
- 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市西区今宿上ノ原、大字徳永、今津、田尻三丁目及び大字元岡の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
- 4 排除方式
分流式
- 5 下水の処理を開始しようとする当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市西区学園通三丁目2149番地
福岡市新西部水処理センター

福岡市告示第215号

公共下水道の供用を開始し、及び流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始されるので、下水道法第9条の規定により次のように公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和6年8月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 供用及び下水の処理を開始すべき年月日
令和6年8月23日
 - 2 下水を排除及び処理すべき区域
福岡市博多区西月隈四丁目の一部
 - 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する上記関係図面において表示する。
 - 4 排除方式
分流式
 - 5 下水の処理が開始される当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
福岡市博多区那珂四丁目5番1号
福岡県御笠川浄化センター
-

福岡市告示第216号

福岡市下水道条例第4条の2第1項の規定に基づき、分流化区域を指定するので、同条第2項の規定により次のように告示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局計画部下水道企画課）において一般の縦覧に供する。

令和6年8月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 分流式の排水設備を接続することができる公共下水道の供用を開始すべき年月日

令和6年8月23日

- 2 分流化区域の位置

福岡市中央区天神五丁目、今泉一丁目、今泉二丁目、警固二丁目、薬院二丁目、那の津一丁目及び長浜一丁目の各一部

- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置

縦覧に供する上記関係図面において表示する。

公 告

福岡市公告第245号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和6年8月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
交通安全施設	主要地方道志賀島和白線防護柵等設置工事	
	平成大橋伸縮装置補修工事	
	県道後野福岡線外2路線都市サイン等設置工事	
	無名橋（10282）橋梁補修工事	
鋼構造物	福岡筑紫野線（警固歩道橋）補修工事	
	浦田南公園整備（その2）工事	
	西鉄天神大牟田線側道16号線広幅員歩道整備工事	
	福浜公園外1件整備工事	

造園B	令和6年度アイランドシティ地区外周緑地（奈多側工区） 築造工事（その2）	
	麦野緑地整備工事	
	野多目中央公園整備工事	

- 2 詳細は、入札説明書による。
3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和6年8月29日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第246号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、次のように公告する。

令和6年8月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名又は名称及び所在地	随意契約に係る契約金額	随意契約の理由
令和6年度住民記録システム標準化対応業務委託	福岡市中央区天神一丁目8番1号 総務企画局DX戦略部情報システム課	令和6年5月30日	大阪市都島区東野田町四丁目15番82号 西日本電信電話株式会社	741,510,000円	特例政令第11条第1項第2号該当

福岡市公告第247号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公

告する。

令和6年8月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 工事が完了した工区の名称
第2工区
- 2 第2工区に含まれる地域の名称
福岡市東区和白東四丁目55番18及び55番31
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市南区向野一丁目21番6号
株式会社 アルコ

福岡市公告第248号

建築基準法第70条第1項の規定に基づき、建築協定書の提出があったので、同法第71条の規定により次のように公告する。

なお、建築基準法第71条の規定により当該建築協定書をこの公告の日から20日間福岡市役所（住宅都市局建築指導部開発・建築調整課）において関係人の縦覧に供する。

令和6年8月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 建築協定の名称
松崎台建築協定
- 2 建築協定区域
福岡市東区松崎四丁目448番1ほか94筆
- 3 建築協定区域隣接地
福岡市東区松崎四丁目449番1ほか8筆

教育委員会

福岡市教育委員会告示第4号

公の施設の指定管理者から令和3年福岡市教育委員会告示第1号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市総合図書館条例第20条後段の規定により次のように告示する。

令和6年8月22日

福岡市教育委員会

区分	公の施設の名称	指定管理者の名称	共同事業体の構成団体の名称	指定管理者（共同事業体の構成団体）の代表者の氏名	変更年月日
変更前	福岡市総合図書館（分館を除く。）	よかたい図書館共同事業体	西鉄ビルマネジメント株式会社	代表取締役社長 大石 繁男	令和3年 4月1日
変更後				代表取締役社長 高松 健司	
変更前	福岡市早良南図書館	株式会社 図書館流通センター	/	代表取締役 細川 博史	令和4年 4月27日
変更後				代表取締役 谷一 文子	
変更前	福岡市東図書館	東図書館管理運営共同企業体	株式会社 紀伊國屋書店	代表取締役社長 高井 昌史	令和5年 12月1日
変更後				代表取締役社長 藤則 幸男	